

「あしたの隣保館検討委員会」設置要綱

1. 趣 旨

1971年(S46)2月に全隣協が結成され、本年で36年目を迎える。この間、同和問題の完全解決をはじめ、「福祉と人権のまちづくり」に向けた全隣協の取り組みは、内外ともに一定の評価を得るとともに、今後さらなる飛躍が期待されているところである。

一方、「特別法」失効に相前後して、市町村合併や三位一体の改革の推進、公的施設の指定管理者制度の導入をはじめ行政改革の急激な流れは、今後の隣保館活動や全隣協組織そのものを左右しかねない状況に至っている。

この難局を乗り越え展望を見出すには、特別対策時代を前提とした隣保館活動や全隣協の組織運営から、現状を直視し将来を展望した視点で、今後のあり方を検討していくことが緊急の課題である。

以上の認識に立ち、会長の私的諮問機関として、全隣協関係者をはじめ、隣保館行政に深く関わりのある各界から検討委員を招聘し、「あしたの隣保館検討委員会」を設置する。

2. 検討の内容

【主要検討課題】

- ① 隣保館活動の活性化に向けた諸方策
- ② 隣保館活動のナショナルセンターとしての全隣協の役割(法人化の是非)

【関連検討課題】

- ・ 財政基盤安定の諸方策
- ・ 全隣協主催、厚労省・関係府県後援の研修システムの再構築
- ・ 指定管理者制度の具体的方策など

3. 構 成

- (1) 全国人権同和行政促進協議会又は隣保館所管府県 1名
- (2) 人権政策の確立を求める連絡会議 2名
- (3) 学識者 1名
- (4) 全隣協 6名(各ブロック代表5名・顧問)
- (5) 厚生労働省(オブザーバー) 1名 ・ ゲストスピーカー(個別に出席を要請)

4. 運 営

- (1) 会議は全隣協会長が招集する。
- (2) 座長は全隣協顧問が務める。
- (3) 事務は全隣協事務局が行う。

5. 設置期間と開催予定回数

2006年7月～2006年11月の期間に概ね5回